

P F O S 含有廃棄物の処理に関する  
技術的留意事項

平成 23 年 3 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部



## 目 次

1. 背景と目的	1
2. 対 象	3
3. 保 管	5
3. 1 保 管	5
3. 2 保管容器	7
4. 処理委託	8
5. 収集運搬	9
6. 分解処理	10
6. 1 分解処理方法	10
6. 2 分解処理時の遵守事項	13
6. 3 処理施設の構造	14
6. 4 処理施設の維持管理	17
7. その他	20

### (参考資料)

資料1 平成22年度POPs廃棄物適正処理等検討会委員名簿	21
資料2 分解率の算出方法	22
資料3 分解処理に伴い生じる排ガス中のPFOS又はその塩の濃度の定量下限値	24
資料4 分解処理に伴い生じる排水及び残さ中のPFOS又はその塩の濃度の目安	25
資料5 PFOS又はその塩を含む固体廃棄物等の分析方法例	29
資料6 フッ化水素の有害性とこれを規制の対象とする関係法令	40



## 1. 背景と目的

本技術的留意事項は、平成 21 年（2009 年）5 月に開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs 条約」という。）第 4 回締約国会議（COP 4）において新たに条約附属書への追加が採択されたペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS。以下「PFOS」という。）又はその塩について、当該物質を使用した製品（以下「PFOS 使用製品」という。）の製造、使用段階等から排出されたものが廃棄物になったもの（以下「PFOS 含有廃棄物」という。）について、その適正な処理を確保するために必要な技術的留意事項を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）等に従い具体的に解説することにより、PFOS 含有廃棄物の適正な処理を確保し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### 【解説】

POPs 条約は、平成 13 年（2001 年）5 月 22 日に採択され、平成 16 年（2004 年）5 月 17 日に発効し、残留性有機汚染物質（以下「POPs」という。）の製造・使用の原則禁止、ストックパイルの適正な管理、廃棄物の適正な処分等を規定している。

平成 21 年（2009 年）5 月に開催された POPs 条約第 4 回締約国会議（COP 4）においては、新たに 9 種類の物質（12 物質）の条約附属書への追加が採択された。ただし、新たに追加された 9 種類の物質（12 物質）のうち、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）又はその塩（以下「PFOS 又はその塩」という。）とペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）= フリオロド（別名 PFOSF）については、現時点で代替の見通しが立たない用途があることから、附属書 B（製造・使用、輸出入の制限）に追加することとし、代替技術の開発状況を見ながら、将来的な廃絶に取り組んでいくこととされた。附属書 B（製造・使用、輸出入の制限）への追加についての概要を表 1 に示す。

表 1 POPs 条約第 4 回締約国会議において採択された附属書 B への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（PFOS） 又はその塩、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）= フリオロド（PFOSF） CAS No: 1763-23-1 CAS No: 307-35-7	撥水撥油剤、 界面活性剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造・使用等の禁止 （以下の目的・用途を除外する規定あり）</li> <li>-写真感光材料</li> <li>-半導体用途</li> <li>-フォトマスク</li> <li>-医療機器</li> <li>-金属メッキ</li> <li>-泡消火剤</li> <li>-カラープリンター用電気電子部品</li> <li>-医療用 CCD カラーフィルター など</li> </ul>

出典：環境省報道発表資料「POPs 条約第 4 回締約国会議（COP 4）の結果について」（平成 21 年 5 月 12 日）

我が国においては、平成 22 年（2010 年）4 月 1 日に、P F O S 又はその塩を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化学物質審査規制法」という。）の第一種特定化学物質に指定し、製造及び輸入の許可制、使用の制限等の措置を講じている。ただし、代替の見通しが立たないことから、例外的に P F O S 又はその塩を使用できる用途として、エッチング剤の製造等を定めている。また、当該物質が使用されている製品を業として取り扱う場合には、省令で定める技術上の基準<sup>1</sup>に従わなければならない、また、それらを譲渡、提供する際には、告示<sup>2</sup>で定める表示義務が課されている。

P O P s 条約においては、当該物質を含む製品及び物品の廃棄に当たり、含有量が少ない場合等を除き、P O P s の特性を示さなくなるように破壊又は不可逆的に変換されるような方法で処分されることを規定していることから、P F O S 含有廃棄物は分解処理されるべきものであって、その他の廃棄物で実施されているような脱水等の分解処理を行わない性状で埋立処分されることは、P O P s 条約に照らして不適切である。

本技術的留意事項は、廃棄物処理法に基づいて、P F O S 含有廃棄物を適正に処理するために必要な保管、処理委託、収集運搬及び分解処理に関する手法を記述したものであるが、今後、P F O S 含有廃棄物について新しい知見が集積された段階で、必要に応じて見直すこととする。

注）本技術的留意事項では、以下の略号を用いた。

法　： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

令　： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

規則　： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省第 35 号）

---

<sup>1</sup> 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表 P F O S 又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」（平成 22 年 9 月 3 日　総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号）

「P F O S 又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の三の表 P F O S 又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令」（平成 22 年 5 月 26 日　厚生労働省、経済産業省、環境省令第四号）

<sup>2</sup> 「P F O S 又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表 P F O S 又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品で P F O S 又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項」（平成 22 年 9 月 3 日　厚生労働省、経済産業省、環境省告示第二十三号）

## 2. 対 象

本技術的留意事項の対象とする廃棄物は、PFOS使用製品の製造、使用段階等から排出されるPFOS又はその塩を含有する固形状又は液状の廃棄物である。

### 【解説】

1. PFOS又はその塩が付着した容器等についても、PFOS含有廃棄物に準じて取り扱うものとする。
2. PFOS使用製品の製造、使用段階等から排出される排水、残さについては、6. 1 分解処理方法（2）に示すPFOS又はその塩の濃度未満のものは、本技術的留意事項の対象から除くものとするが、廃棄物処理法等の各種基準に従って適切に処理する必要がある。
3. 一部を除きPFOS使用製品には以下の【参考】に示すとおり、化学物質審査規制法の表示義務が課せられるが、PFOS又はその塩を使用しているおそれのある製品を廃棄物として処理する際には、当該表示がない場合においても、製造元等にPFOS又はその塩の含有の有無を確認する必要がある。

### 【参考】

化学物質審査規制法の適用について

#### （1）技術上の基準への適合義務について

業としてPFOS又はその塩並びに（3）に示すPFOS使用製品を取り扱う者は、これらを取り扱う場合においては、省令で定める技術上の基準に従わなければならない。

（参照 化学物質審査規制法 第17条第2項（平成23年4月以降は第28条第2項））

#### （2）表示義務について

業としてPFOS又はその塩並びに（3）に示すPFOS使用製品を取り扱う者は、これらを譲渡し、又は提供するときにはその容器、包装又は送り状に、当該物質による環境の汚染を防止するための措置等に関する事項を表示しなければならない。

（参照 化学物質審査規制法 第17条の2第2項（平成23年4月以降は第29条第2項））

#### （3）上記（1）（2）に従わなければならない製品としては、以下の4製品が定められている。

- ・ 半導体用のレジスト
- ・ エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造用）
- ・ 業務用写真フィルム
- ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

（参照 化学物質審査規制法施行令 第3条の3及び附則）

※ 上記4製品の排出事業者及びPFOS含有廃棄物の種類は表2のとおりである。

表2 4製品の排出事業者及びPFOS含有廃棄物の種類

(半導体用のレジスト)

区分	排出事業者	廃棄物の種類
ライン残、洗浄溶剤、充填時ロス	レジストメーカ	廃プラスチック類
廃レジスト液	半導体メーカ	廃プラスチック類
廃現像液	半導体メーカ	廃酸・廃アルカリ
剥離工程排水		

(エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造用))

区分	排出事業者	廃棄物の種類
廃エッチング液	半導体メーカ	廃酸・廃アルカリ
洗浄排水	半導体メーカ	廃酸・廃アルカリ

(業務用写真フィルム)

区分	排出事業者	廃棄物の種類
廃フィルム	製造メーカ 現像処理業者 エンドユーザ	廃プラスチック類
製造廃液	製造メーカ	廃酸・廃アルカリ
廃現像液・定着液	現像処理業者 エンドユーザ	廃酸・廃アルカリ
現像済フィルム	現像処理業者 エンドユーザ	廃プラスチック類

(消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤)

区分	排出事業者	廃棄物の種類
泡消火設備	点検、訓練に伴い放出された泡 消火薬剤	設備所有者又は点検業者、消防 機関等
	廃薬剤	設備所有者又は解体業者
消火器	点検、訓練に伴い放出された泡 消火薬剤	機器所有者又は点検業者、消防 機関等
	廃薬剤	機器所有者又は解体業者
パッケージ用消火設備等	点検、訓練に伴い放出された泡 消火薬剤	設備・機器所有者又は点検業者、 消防機関等
	廃薬剤	設備・機器所有者又は解体業者



### 3. 保 管

#### 3. 1 保 管

保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

- (1) 周囲に囲いが設けられていること。
- (2) 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

ア 縦横 60cm 以上であること。

イ 次に掲げる事項を表示したものであること。

- ・ P F O S 含有廃棄物の保管場所である旨
- ・ 保管する P F O S 含有廃棄物の種類
- ・ 積み上げ高さ
- ・ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ・ その他必要事項

※ 具体的な掲示方法は【解説】3. 参照

- (3) 保管の場所から P F O S 含有廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう適切な措置を講ずること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) P F O S 含有廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(参照 令第6条第1項、規則第8条、規則第8条の13)

#### 【解説】

1. P F O S 含有廃棄物は、速やかに分解処理することが望ましいが、分解設備の都合等により保管することが必要になった場合には、その種類、数量、性状、状態等を確認し、当該 P F O S 含有廃棄物を適切に保管する必要がある。

また、定期的に保管状況の目視による監視を行うことが望ましい。

2. 保管の基準については、廃棄物処理法に定める規定を遵守する必要があるほか、つぎの措置を講じることが必要である。

- (1) 関係者以外が容易に立ち入ることができない場所に保管すること。
- (2) 雨水等による P F O S 含有廃棄物等の流出を防止するため、屋内に保管し、床面をコンクリートとする措置又は合成樹脂等により被覆する措置を講ずること。

3. 掲示内容は以下のとおりとする。

60cm 以上

P F O S 含有廃棄物の保管場所	
保管する P F O S 含有廃棄物の種類	△△△△△
積み上げ高さ	○m
管理者の氏名又は名称	○○ ○○ (□□課)
連絡先	T E L   ×××-××××
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ P F O S 含有廃棄物 (△△△△△) の保管場所につき関係者以外立ち入り禁止</li><li>・ 許可なく △△△△△の持ち出し禁止</li></ul>

60cm 以上

図 1 保管場所の表示の例

### 3. 2 保管容器

P F O S 含有廃棄物の保管に際しては、次の要件を満たしている保管容器を用いること。

- (1) 密閉できること。
- (2) 収納しやすいこと。
- (3) 損傷しにくいこと。

(参照 規則第 1 条の 11)

#### 【解説】

1. 保管容器の基準については、廃 P C B 等の基準を準用したものである。

(参照 規則第 1 条の 11)

2. 保管容器は、P F O S 含有廃棄物の性状、保管期間、移動時の取扱い、保管後の分解処理方法等に応じて適切な材質及び大きさの保管容器を選択すること。

3. P F O S 含有廃棄物を収納した保管容器には、P F O S 含有廃棄物である旨を表示するものとする。

(参照 令 6 条の 5 第 1 項第 1 号、令第 4 条の 2 第 1 号ニ、規則第 1 条の 10)

#### 4. 処理委託

(1) P F O S 含有廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、他人の産業廃棄物の運搬又は処分を業として行うことができる者であって、委託しようとする P F O S 含有廃棄物の分類がその事業の範囲に含まれている者に対して行うこと。

(参照 令第6条の2)

(2) P F O S 含有廃棄物を産業廃棄物として運搬又は処分を委託する際には、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付し、収集運搬、中間処理、最終処分等の各段階で終了後に返送されたマニフェストの内容を確認の上、5年間保存しなければならない。

(参照 法12条の3、規則8条の30)

#### 【解説】

1. P F O S 含有廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する場合には、P F O S 含有廃棄物の取扱いに関して十分な知識及び技術を有する者であることを確認すること。
2. 委託契約については、P F O S 含有廃棄物の種類に応じて、廃棄物処理法の関係する規定を遵守して、締結する必要がある。
3. 排出事業者は、処理業者に対してあらかじめ以下の事項を通知するものとする。
  - (1) P F O S 含有廃棄物であること
  - (2) 数量
  - (3) 種類・性状
  - (4) 荷姿
  - (5) P F O S 含有廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

これは、特別管理産業廃棄物の委託基準を準用して整理したものである。

(参照 令第6条の6第1号、規則第8条の16)

(5) に関しては、製品安全データシート (M S D S) 等により取り扱う際の注意事項を把握した上で、廃棄物情報の提供に関するガイドライン (W D S ガイドライン) \*等を使用して処理業者に知らせる必要がある。

※ <http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

## 5. 収集運搬

収集、運搬に当たっては以下の事項を遵守すること。

- (1) P F O S 含有廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 運搬車及び運搬容器は P F O S 含有廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (4) P F O S 含有廃棄物が、その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。

(参照 令第6条第1項第1号、令第6条の5第1項第1号)

### 【解説】

収集、運搬時の飛散、流出及び暴露を防止する観点から、P F O S 含有廃棄物の性状等を踏まえ、以下の事項にも留意する必要がある。

1. P F O S 含有廃棄物は、それぞれの状態に応じて、可能な限り分別して保管（運搬）容器への収納作業を行うこと。
2. 積み込み及び積み卸しに当たっては、運搬容器を破損しないように、注意深く荷役を行うこと。
3. 積み込み及び積み卸し時に、立会いを行う者や作業従事者は、容器からの内容物の漏洩及び容器の損傷等の有無を目視により確認すること。
4. P F O S 含有廃棄物の収集運搬車両等には、運搬時の事故に際して適切な措置を講じるために必要な物品を携行し、又は必要な設備を備え付けること。

## 6. 分解処理

### 6. 1 分解処理方法

(1) 分解処理方法は、PFOS又はその塩が確実に分解され、かつ、PFOS含有廃棄物の分解処理に伴い生じる排水、残さ中のPFOS及びその塩の濃度並びに排ガス、排水中のフッ化水素の濃度が排出目標を超えない方法であること。

(2) 分解処理時に達成すべき分解率及び排出目標

① PFOS又はその塩の分解率が99.999%以上であること。

② 分解処理に伴い生じる排水、残さ中のPFOS又はその塩の濃度が以下の数値を超えないこと。

ア 排水 2  $\mu$ g/L

イ 残さ 3mg/kg

③ 分解処理に伴い生じる排ガス、排水中のフッ化水素（フッ素及びその化合物として）の濃度が、以下の数値を超えないこと。なお、その他条例等で上乘せされた規制がある場合はその値によること。

ア 排ガス 5 mg/m<sup>3</sup>N

(CFC破壊処理ガイドライン（平成11年3月改訂）に基づく排出基準)

イ 排水 海域以外の公共用水域 8 mg/L

海域 15mg/L

(水質汚濁防止法に基づく排水基準)

#### 【解説】

##### 1. 分解処理方法

PFOS含有廃棄物は、上記(2)①、②及び③の要件を満たすことができる能力が確認された方法により分解処理すること。

個々の分解処理施設において実際に処理するPFOS含有廃棄物を用いた確認試験を実施し、事前に上記の分解率及び排出目標の要件を満たすことを確認すること。

現時点では、焼却処理（約850℃以上）はこれらの要件に該当すると考えられるが、この場合であっても、燃焼ガスの十分な滞留時間を確保する必要があることに留意すること。

なお、上記の分解率及び排出目標の要件を満たすことが確認されている技術であれば、焼却処理（約850℃以上）以外による分解処理を排除するものではない。

##### 2. 分解率及び排出目標の考え方、分析方法等について

###### ① 分解率について

具体的な指標である分解率（ $(1 - (\text{総排出量} \div \text{投入量})) \times 100$ ）に関しては、POPs廃棄物技術ガイドライン作成に当たって、99.999%（5ナイン）又は99.9999%（6ナイン）以上であることが議論されていたことから、99.999%を達成していることとする。分解率の算出方法を資料2に示す。

分解率の算出において、PFOS含有廃棄物の処理量（投入量）が少ない等の場合、計

算上、分解率が 99.999%を達成できない場合が想定される。このため、分解率の確認に際しては、分析精度の向上により定量下限値を下げたり、PFOS含有廃棄物の投入量を増加するなどの配慮が必要となる。

ただし、燃焼温度が約 850℃以上の焼却施設において、各媒体の定量下限値と投入できるPFOS含有廃棄物試料中のPFOS又はその塩の量の関係から分解率が 99.999%以上であることの確認が出来ない場合においては、上記(2)②③の排出目標を達成していること、排水、残さ中のPFOS又はその塩の量のみで計算した分解率が 99.999%以上であること及び排ガス中のPFOS又はその塩が検出されないこととする。ただし、この場合の定量下限値は、8 ng/m<sup>3</sup>N とする。

なお、分解処理に伴い生じる排ガス中のPFOS又はその塩の濃度の定量下限値の考え方を資料3に示す。

## ② 分解処理に伴い生じる排水、残さ中のPFOS又はその塩の濃度について

分解処理に伴い生じる排水、残さ中のPFOS又はその塩の濃度の目安の試算を資料4に示す。PFOS又はその塩の濃度については、分解処理に伴い生じる排水、残さについて設定したが、生活環境保全上の観点から、排ガス中のPFOS又はその塩の濃度についても測定を行い、検出されないことを確認することが望ましい。

PFOS又はその塩の分析方法例を資料5に示す。PFOS又はその塩の分析方法については、IS025101(2009)(水質)及び要調査項目等調査マニュアル(水質、底質、水生生物)も参考とすること。

## ③ 分解処理に伴い生じる排ガス中・排水中のフッ化水素の濃度について

PFOS又はその塩の分解処理に伴い副生成されるフッ化水素は、強い腐食性と有害性を有する物質であり、労働安全衛生法、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法等により、その取扱や排出濃度等について規制がなされている(資料6)。このため、分解処理に伴い発生する排ガス及び排水中のフッ化水素に関しては、適切に処理されることが必要である。

分解処理に伴い生じる排ガス中のフッ化水素の濃度については、PFOS又はその塩と類似するフロン破壊処理時に遵守すべき基準を準用している。ただし、大気汚染防止法においては、アルミニウムの精錬の用に供する電解炉における排ガス中のフッ化水素の排出基準を1 mg/m<sup>3</sup>Nとしていることから、より低い値を目標とすることが望ましい。なお、その他条例等により別途上乘せされた規制基準がある場合は、これを遵守する必要がある。

分解処理に伴い生じる排ガス中のフッ化水素の測定方法については、関係法令、日本工業規格(JIS)等で定められた方法を用いること。

分解処理に伴い生じる排水中のフッ化水素の濃度については、水質汚濁防止法による排水基準を準用している。なお、その他条例等により別途上乘せされた規制基準がある場合は、これを遵守する必要がある。

分解処理に伴い生じる排水中のフッ化水素の測定方法については、関係法令、日本工業規格(JIS)等で定められた方法を用いること。

### 3. 分解処理に当たっての分解率及び排出目標の達成状況確認時期

P F O S 含有廃棄物の分解処理時の分解率及び排出目標の達成状況の確認は、性状が一定とみなすことのできるP F O S 含有廃棄物に対して、本格的な分解処理を開始する前に行うこと。また、P F O S 含有廃棄物の性状が目標範囲を外れた等の理由により投入条件を再設定する必要が生じた場合等にも行う必要がある。

なお、分解処理に当たっての分解率及び排出目標の達成状況の確認時期を表3に示す。

表3 P F O S 含有廃棄物の分解処理に当たっての分解率、排出目標の達成状況確認時期

時 期	分解率	P F O S 濃度 <sup>※1</sup>	フッ化水素濃度
本格的分解処理開始前の確認試験時	○	○	○
投入条件の再設定時（性状変更等） <sup>※2</sup>	○	○	○
分解処理時（一定性状のP F O S 含有廃棄物を連続して分解処理する場合）			
6ヶ月未満→処理期間中1回以上		○	○
6ヶ月以上→6ヶ月に1回以上		○	○

※1 排水及び残さ中のP F O S 又はその塩の濃度に加え、排ガス中のP F O S 又はその塩の濃度についても測定することが望ましい。

※2 投入条件の再設定時（性状変更等）とは、本格的分解処理開始前の確認試験時よりP F O S 含有廃棄物の種類や混焼率（P F O S 含有廃棄物とそれ以外の廃棄物との投入割合）等の変更を行った場合である。

維持管理におけるP F O S 又はその塩の排出濃度等の確認については、「6. 4 処理施設の維持管理」を参照すること。

また、これらの分解率及び排出目標の確認に用いたデータについては、記録の上、3年間保存すること。



## 6. 2 分解処理時の遵守事項

分解処理は、次のように行うこと。

- (1) P F O S 含有廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- (2) 分解処理に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。
- (3) P F O S 含有廃棄物の分解処理のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。

(参照 法第6条第1項第2号)

### 【解説】

1. 容器からの取出し、分解処理設備への投入等の工程においてP F O S 含有廃棄物が飛散・流出することのないよう、必要な部分に囲い、仕切り、流出防止堤等の措置を講ずるとともに、定期的にその管理状況の目視による監視を行うことが望ましい。
2. P F O S 含有廃棄物には、泡消火薬剤のように発泡性のものもあることから、投入に際しては留意が必要である。また、P F O S 又はその塩の熱分解により強い腐食性を有するフッ化水素が副生成することから、時間当たり投入量の設定に際しては、留意が必要である。
3. 分解処理に先立ち前処理が必要な場合等で、別の設備等を使用する場合には、その設備等に関しても飛散、流出、悪臭、騒音、振動の防止対策を講じること。

(参照 令6条第1項第2号)

### 6. 3 処理施設の構造

(1) P F O S 含有廃棄物の処理施設の技術上の基準は以下のとおりとする。

- ① 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- ② P F O S 含有廃棄物の分解処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ③ P F O S 含有廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- ④ 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- ⑤ 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
- ⑥ P F O S 含有廃棄物の受入設備及び分解処理された P F O S 含有廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

(参照 規則第 12 条)

(2) 焼却施設にあつては次の要件を備えていること。

- ① 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に P F O S 含有廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設（ガス化燃焼方式又は処理能力が 2 トン/時未満）にあつては、この限りでない。
- ② 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。
  - ア 燃焼ガスの温度が 850℃以上の状態で P F O S 含有廃棄物を焼却することができるものであること。
  - イ 燃焼ガスが 850℃以上の温度を保ちつつ、2 秒以上滞留できるものであること。ただし、この場合であっても、燃焼ガスの十分な滞留時間を確保すること。
  - ウ 外気と遮断されたものであること。
  - エ 燃焼ガスの温度を速やかに ア に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。
  - オ 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。
- ③ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- ④ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。
- ⑤ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（④のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

- ⑥ 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（フッ化水素を中和・除去する高度の機能及びばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。
- ⑦ 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- ⑧ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。
- ⑨ 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。
  - ア ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。
  - イ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。
    - (ア) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にするのできるものであること。
    - (イ) 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
  - ウ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。
    - (ア) 焼成炉中の温度が 1,000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。
    - (イ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
    - (ウ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
  - エ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。
- ⑩ 事故時における受入設備からの P F O S 含有廃棄物の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、P F O S 含有廃棄物が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

(参照 規則第 4 条第 1 項第 7 号、第 12 条の 2 第 5 項)

#### 【解説】

1. 廃棄物処理施設の技術上の基準について P F O S 含有廃棄物の分解処理を行おうとする焼却施設を対象として整理したものである。
2. P F O S 含有廃棄物の焼却施設は、液状、発泡性薬剤等の性状でも確実に分解される構造であることが必要であり、燃焼温度及び燃焼ガスの十分な滞留時間を確保できる構造であることが必要である。なお、環境省では P F O S 含有廃棄物が安全かつ確実に分解処理できることを

確認するため燃焼実験を実施してきた。PFOS含有廃棄物の燃焼実験に使用された焼却施設の形式は、ロータリーキルン炉、ロータリーキルンストーカ炉であり、燃焼ガスの滞留時間は概ね6秒から7秒であった。

3. PFOS含有廃棄物の燃焼実験においても、所要の性能を発揮する燃焼室中の燃焼ガス温度には変動があり、最低温度が850℃程度であったことから、現時点では850℃以上が分解処理の要件に該当すると考えられるが、本格的な分解処理に先立ち各施設において、排ガス、排水、残さ等のPFOS又はその塩の濃度等を確認した上で適切な処理条件を設定する必要がある。

4. PFOS又はその塩の分解処理に伴って副生成されるフッ化水素を含む排ガスについては、アンモニア水や消石灰等の噴霧などにより中和処理を行うことができる湿式スクラバー等の排ガス処理設備が備えられていることが必要である。また、分解処理に伴い排水が生じる場合も、これをアルカリ中和等で処理できる排水処理設備を有することが必要である。

## 6. 4 処理施設の維持管理

- (1) P F O S 含有廃棄物の分解処理施設の維持管理の技術上の基準は以下のとおりとする。
- ① 受け入れる P F O S 含有廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な P F O S 含有廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
  - ② 施設への P F O S 含有廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
  - ③ P F O S 含有廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した P F O S 含有廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
  - ④ 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
  - ⑤ P F O S 含有廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
  - ⑥ 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
  - ⑦ 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
  - ⑧ 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
  - ⑨ 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。

(参照 規則第 12 条の 6)

- (2) 焼却施設にあつては次の要件を備えていること。
- ① ピット・クレーン方式によって燃焼室に P F O S 含有廃棄物を投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。
  - ② 燃焼室への P F O S 含有廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、環境大臣が定める焼却施設（ガス化燃焼方式又は処理能力が 2 トン/時未満）にあつては、この限りでない。
  - ③ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を 850℃以上を保つこと。
  - ④ 焼却灰の熱しゃく減量が 10 パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。
  - ⑤ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
  - ⑥ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、P F O S 含有廃棄物を燃焼し尽くすこと。
  - ⑦ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

- ⑧ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
- ⑨ 適切な量のアンモニア水や消石灰などの噴霧等により、排ガス中のフッ化水素など酸性ガスの中和・除去を行うこと。
- ⑩ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（⑧のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- ⑪ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
- ⑫ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100ppm 以下となるように P F O S 含有廃棄物を焼却すること。
- ⑬ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- ⑭ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が規則別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。
- ⑮ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年 1 回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物及びフッ化水素に係る物に限る）を 6 ヶ月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。
- ⑯ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- ⑰ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- ⑱ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。
- ⑲ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。
- ⑳ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を 1,000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- ㉑ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。
- ㉒ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- ㉓ P F O S 含有廃棄物が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、構造基準により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

(参照 規則第 12 条の 6、規則第 12 条の 7、法第 4 条の 5 第 1 項第 1 号)

【解説】

1. 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準についてP F O S 含有廃棄物の分解処理施設を対象として整理したものである。
2. 施設へのP F O S 含有廃棄物の投入量は、本格的な分解処理開始前に実施し、分解率及び排出濃度の達成が確認されている確認試験時における混焼率を超えないこと。また、確認試験時における燃焼ガスの滞留時間を確保すること。
3. P F O S 含有廃棄物の分解処理に伴い副生成されるフッ化水素を含む排ガス及び排水については、アルカリ中和処理等により排出目標が達成されていることが必要である。
4. 維持管理の技術上の基準では、基本的に廃P C B等の維持管理基準を準用しているが、P F O S 含有廃棄物の場合、同一性状のP F O S 含有廃棄物の分解処理が6ヶ月以上継続する場合は少ないと考えられることから、分解処理期間が6ヶ月以内の場合は分解処理期間中に1回以上、6ヶ月を超える場合は、6ヶ月に1回以上の頻度でP F O S 又はその塩及びフッ化水素の排出目標の確認を行うことが必要である。  
(参照 規則第12条の7、第5項第2号ロ)
5. P F O S 含有廃棄物を他の廃棄物と混合する場合は、P F O S 含有廃棄物の飛散及び流出のおそれがないように対策を講じる必要がある。

## 7. その他

産業廃棄物の焼却施設は、処理能力又は規模によって廃棄物処理法上の施設の設置許可が不要となるが、高度な分解処理技術が要求されることから、許可対象施設で行うことが望ましい。

### 【解説】

1. 産業廃棄物の処理施設で施設の設置許可が必要な焼却施設は、つぎのいずれかに該当する施設である（汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の焼却施設）。

- ・ 処理能力が 5 m<sup>3</sup>/日以上  
（ただし、汚泥及び廃油の焼却施設のみ。廃油の焼却施設は 1 m<sup>3</sup>/日を超えるもの）
- ・ 処理能力が 200kg/時以上  
（ただし、廃プラスチック類を焼却する場合には、100kg/日を超えるもの）
- ・ 火格子面積が 2 m<sup>2</sup>以上

（参照 令第7条）

2. 許可対象施設への該当の有無は、都道府県、政令市の廃棄物担当課へ確認すること。

3. PFOS含有廃棄物の処理を進めるためには、その妥当性について施設毎に評価することが必要であることから、今後、その評価体制を構築することを検討していくこととする。